

# ご存じですか？ 朝鮮学校や中華学校への 税制上の差別

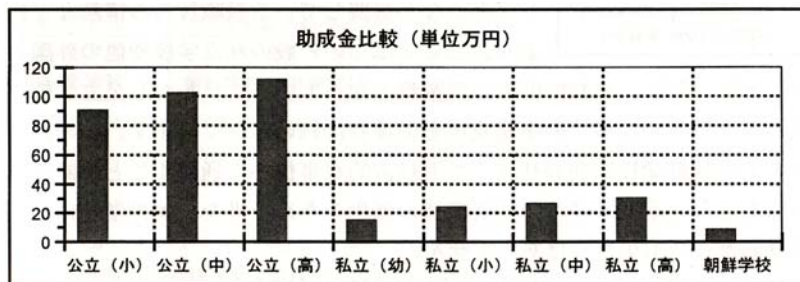
## 現在、朝鮮学校がうけている差別状況

(表 I)

### 1. 助成金における差別

朝鮮学校と日本の公立・私立学校の助成金格差は歴然としています。

全国平均で公立学校のおよそ10分の1、私立学校と比べても4分の1程度です。(国庫補助はゼロ)さらに高校生では、なんと20分の1にも満たないのが現状です。



差別の現状 (表 II)

校種		法人	個人
公立学校	(法)全額損金算入、(個)寄附金額-5千円 ※2	◎	○
私立学校	(法)損金算入範囲拡大※3、(個)同上	○	○
各種学校※1	インターナショナルスクール (法)、(個)同上	○	○
各種学校	朝鮮学校・中華学校	×※4	×

※1:各種学校としての認可を受けており、「外交」もしくは「公用」、「家族滞在」の在留資格をもって在留する子女に対して教育を施すことを目的とし、かつ学校評価機関である国際バカロレア、ウエスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(WASC・西部地区基準協会・米)、アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(ACSI・国際キリスト教学校協会・米)、ヨーロッパ・カウンセル・オブ・インターナショナルスクール・スクールズ(ECIS・インターナショナル欧州協議会・英)のいずれかの認定を受けているものでなくてはならない。

※2:寄附金額が所得金額の40%を超える場合は(所得金額の40%-5千円)

※3:一般の寄附金の上限額である。(資本金×当期の月数/12×0.0025+所得金額×0.025)×1/2とは別に、これと同様の金額を損金算入できる。一般の寄附金が上限に満たない場合はこの枠も使える。仮に一般の寄附金が一切なければ、上記式による金額の2倍を損金算入できるということである。

※4:(資本金×当期の月数/12×0.0025+所得金額×0.025)×1/2

★指定寄付金としての税制優遇の内容については上記図表の公立学校と同じ。

※表 I、II「2008 在日朝鮮人歴史・人権週間」より転載

### 2. 税制上の問題

右記のように学校の経常費への寄付については税法上「特定公益増進法人」の制度がありますが、朝鮮学校には全く適用されていません。また、校舎の増改築時等に寄付者への税制上の配慮が手厚い「指定寄付金」制度においても排除されたままです。

### 3. 大学入学(受験)資格、奨学金、災害共済給付制度、学校医、健康診断費、安全対策等に対しても未だに恣意(しい)的な差別処遇をうけています。

日本弁護士連合会(日弁連)もこのような現状を甚だしい人権侵害、また子どもたちへの教育権、学習権を侵害しているとして1998年と2008年3月の二度にわたって日本政府に対し、差別是正を勧告しました。



500万円の所得の内、30万円を寄附した場合 ※指定寄附金の場合。地方税は考慮に入れてません。

個人の場合(所得税)	法人の場合(法人税)
<p><b>朝鮮学校に寄附</b></p> <p>500万 - 38万 (基礎控除) = 462万  <math>462万 \times 20\% - 33万 = 59万4千円</math></p>	<p><b>朝鮮学校に寄附</b></p> <p><math>500万 \times 22\% = 110万円</math></p>
<p>★ 5万8千円の差。</p>	<p>★ 6万6千円の差。</p>
<p><b>日本学校に寄附</b></p> <p>500万 - 38万 (基礎控除) - (30万 - 1万) = 433万  <math>433万 \times 20\% - 33万 = 53万6千円</math></p>	<p><b>日本学校に寄附</b></p> <p><math>(500万 - 30万) \times 22\% = 103万4千円</math></p>



個人だと5万8千円も法人だと6万6千円も差が出るのね。